

# 徳川治宝書状小笠原若狭守宛について

寺西貞弘

## はじめに

ここに紹介する資料は、正当な所有者である個人所蔵の江戸後期に発給された書状である。発給者は「治宝」の署名と花押がある。この花押と署名については、これまで紹介されている紀州徳川家十代当主徳川治宝の花押に一致している<sup>①</sup>。したがって、本書状の発給者は、紀州徳川家第十代当主徳川治宝であると特定することができる。受給者は小笠原壱岐守とあるが、この人物の特定については、この書状の発給時期の特定を行う必要があることから、後に詳しく述べることにしたい。

小稿では、まずこの資料の現状を紹介し、翻刻を行いたい。そのうえで、本書状の有する意味について若干の考察を行いたい。

## 一 本資料の現状観察と翻刻

本資料は文人表装で、本紙の法量は縦四〇・九cm、横五四・〇cmで、外装は縦一〇八・〇cm、横六四・六cmである。本紙は上下二段であるが、詳

細に観察すると、上段と下段は、紙継ぎ目〇・三cmを取って、本来一紙であったものを上下二段に仕立てたものであると思われる。また、本紙の中央に縦に残る織癖を見ると、上段が山折であったと思われるのに対し、下段は谷折であったと思われる。

このことから、本資料の本来の形状は一紙折り紙であったと判断することができるだろう。すなわち、一紙折紙の後段（下段）を切断し、上下を逆転させて、前段（上段）に貼り合わせて仕立てたものであると思われる。また、中央の折癖が、上段（山折）・下段（谷折）それぞれの料紙のほぼ中央に位置していることから、上段料紙と下段料紙に破があったとしても、それは上段・下段とも左右において同量であったことになる。

このように考えたいうえで、上段末行左側の空の部分と下段首行右側の空の部分、ほとんどない状態で、見た目に等しく思われることから、本来一紙であった原状本紙の横幅は、現状の五四・〇cmであったと考えるとよいだろう。また、上段料紙の縦は現状で二〇・六cmである。下段料紙の縦は、紙継ぎ目〇・三cmを勘案すると、やはり上段と同じ二〇・六cmを得ることができる。このことから、原状を上下二段に切断した際、上下段

ともそれぞれの上下で破にした部分はなかったものと判断してよいだろう。以上の推定が正しいならば、本書状の原状は縦四一・二cm、横五四・〇cmの一紙を上下に折返し、折紙としてしたためられたものであると思われる。

次に本書状の翻刻を行いたい。なお、その際には旧字を新字に改めるとともに、読点は筆者が付け加えた。また、行替えについては、現状に従った。さらに、上段末行を示すためにその位置を「」で示した。

【翻刻】

一筆令啓候、

公方様益御機嫌能

被成御座、目出度奉存候、

就者、此度為

上使、以鳥居丹波守方、

我等儀相続初而国許江

被下御暇、色々御懇之段、

誠以忝仕合奉存候、今日

令人国候、右為御礼、御老中迄、

以加納大隅守申達候付、

如此候、恐々謹言、

紀伊宰相

十月朔日

治宝（花押）

小笠原若狭守殿

御宿所



写真1 徳川治宝書状小笠原若狭守宛

なお、発給者の徳川治宝は、紀州藩八代当主重倫の次男として、明和八年（一七七二）に生まれたが、長男弥之助が早世したため世子となった<sup>②</sup>。しかし、重倫が和歌山城中で家臣を惨殺するという暴挙に出たため、幕府より隠居を迫られて出家した。このため、九代藩主は紀州藩支藩の伊予西条藩から五代藩主頼淳を紀州藩九代藩主治貞として迎えた。治貞は儒教を重んじ、善政を施し、先代藩主の実子岩千代を養子と定め、二代將軍治定の諱一字を賜って治宝と名乗らせた。

一寛政元年（一七八九）十二月、義父治貞の薨去に伴い、養子治宝は十代藩主を襲職した。治宝は、幼時から八代藩主の世子として扱われ、九代藩主のもとではその政治をつぶさに見ていたため、藩主としての教養を十分に身につけて藩主となった人物であった。特に文化に造詣が深く、自ら古典の復興を行うとともに、作陶や茶道を率先して行った。そのため、「数寄の殿様」と綽名された。

また、身分秩序の崩壊する江戸後期にあって、その現実を看破し、在村医華岡青洲<sup>③</sup>・町人国学者本居宣長<sup>④</sup>らを紀州藩士に召し抱え、実質的な学問の振興に尽力した。その薨去は嘉永五年（一八五二）で、極位・極官は従一位・大納言だった。

## 二 本書状の大意と発給年の特定

翻刻に従って、本書状を念のため読み下すと、次のようになる。

### 【読み下し】

一筆啓せしめ候、

公方様ますます御機嫌能しく

御座成され、目出度く存じ奉り候、

就ては、此の度

上使として、鳥居丹波守方を以て、

我等儀相続初めて国許へ

御暇下され、色々御懇ろの段、

誠に以て忝く仕合わせに存じ候、今日

入国せしめ候、右御礼として御老中迄、

加納大隅守を以て申達候に付き、

此の如く候、恐々謹言

紀伊宰相治宝（花押）

十月朔日

小笠原若狭守殿 御宿所

これによって本書状の大意を示すと、紀州藩主徳川治宝が、上使鳥居丹波守を以て、相続後初めて賜暇を賜り、初国入り出来たことを、その家来加納大隅守を使いとして、老中鳥居丹波守に申達したことを、小笠原若狭守に報じた書状で、日付は十月一日である。このことから、本書状は紀州徳川家十代藩主治宝の初国入りを終えた直後に、発給されたものであることがわかる。治宝の初国入りについては、『南紀徳川史』瞬恭公伝寛政二年（一七九〇）に次のように記されている。

九月始就藩

九月三日、御家督後初テ御国許へ之御暇被仰出、

公方様ヨリ上使鳥居丹波守、御台様・蓮光院様ヨリ御用人ヲ以テ被

進物アリ

為御礼即日登城、御饗応拝領物被遊、

同月十六日御発駕六ツ時御供揃東海道美濃路通、十六日振ニテ御越

被遊、

同十八日宿次奉書出ル、

伏見御乗船無之、十月朔日御着城

九代藩主で義父の治貞の薨去に伴い、治宝は寛政二年に第十代紀州藩

主を襲職した。そして、九月三日に將軍から初国入りのための賜暇が仰せ出された。これによって、治宝は九月十六日に日の出とともに（六ツ時）江戸を発駕し、東海道・美濃路を経由して、十六日を要して和歌山城に十月一日に着城している。賜暇の仰せ出については、『徳川実記』の記述とも一致している<sup>⑤</sup>。

本書状の発給日が「十月朔日」となっていることから、治宝が和歌山城に着城した当日に発給されたものであることがわかる。したがって、本書状の発給は、寛政二年十月一日であると判断することができる。

なお、治宝の肩書が「紀伊宰相」となっている。「宰相」は藩主世子を意味するが、この時点で治宝はすでに襲封しているので、この肩書には違和感を感じる。ただ、初国入りして、国元に藩主としての披露目を行っていることが、このように考えると、本書状は初国入りを果たしたが、国元への披露目を行う前にしたためたことを受給者に訴える意図があったと考えることが出来るだろう。

ともあれ、発給年をこのように確定すると、本書状に記されている「公方様」は十一代將軍徳川家斉であることがわかる。家斉（安永二年、一七七三～天保十二年、一八四一）は、天明七年（一七八七）に第十一代將軍を襲職し、天保八年（一八三七）に將軍職を実子家慶に譲ったが、その後も大御所として薨去するまで幕府の実権を握り続けた。

ただ、家斉は生得的に家治の後継者ではなかった。家斉は、八代將軍吉宗の孫で、御三卿一橋治斉の長男として生まれており、家治には長男家基が世子として立てられていた。しかし、家基が安永八年に早世した

ため、天明元年閏五月に世子として江戸城西の丸に迎えられたのである。すなわち、家斉の將軍襲職は、將軍世子家基の死による偶然の産物だったのである。

將軍の上使として、治宝に賜暇を告げに来た鳥居丹波守は、『寛政重修諸家譜』によると、老中鳥居忠意である<sup>⑥</sup>。鳥居忠意は、安永五年（一七七六）に丹波守に任ぜられ、天明元年若年寄になっている。また、同年「九月十八日西城の老職にすすみ」とある。「西城」は江戸城西の丸のことである。江戸城西の丸は將軍世子の御座所であるから、この時点での家治世子は同年閏五月に世子に立てられ、西の丸に迎えられた家斉であった。このことから、十代將軍徳川家治の時代の家斉龍泉時代から、鳥居忠意は世子家斉付きの老中であり、家斉に重用された側近であったことがわかる。

次に、本書状の受給者である小笠原壱岐守は、『寛政重修諸家譜』によると、小笠原信喜であると思われる<sup>⑦</sup>。彼は、享保十九年（一七三四）に小笠原家の家督を継ぎ、元文五年（一七四〇）に従五位下若狭守に叙任されている。また、寛政元年に家斉長女の淑姫誕生に際し、魔よけの弓を弾く幕目役を務めている。このことから、彼もやはり家斉の側近であったことがわかる。なお、彼はこの時点で高齢であったため、この書状の発給された翌年の寛政三年に七四歳で没している。

最後に、治宝から鳥居丹波守へのお礼申達を託された加納大隅守は、『和歌山市史』第二巻によると、嘉永七年（一八五四）のロシア船ディアナ号来航に際して、一二〇八人を率いて毛見浦から藤代北境の警備に当たった紀州藩家臣加納平次右衛門であったと思われる。書状中に「以加

納大隅守申達候」とあることから、彼は、十月一日に治宝が和歌山で発給した書状を確認したうえでお札を申達したものと考えられる。

したがって、彼はこの時点で江戸詰めであったことになるだろう。想像の域を出るものではないが、お札申達を行った後、小笠原家にこの書状を届けたのではないかと思われる。無事の国入り↓老中へのお礼言上↓小笠原家への書状奉呈、この順序は決して前後してはならないことである。それゆえ、加納大隅守が一人で順番を慎重に意識して行ったと考えるべきであろう。

### 三 若干の考察

『南紀徳川史』によると、治宝への賜暇の仰せ出であった九月十六日、治宝は即日江戸城に登城して、お札言上を行っている。このことは、天明二年に国入りのための賜暇を賜った治貞の場合も同様に即日登城してお札言上しており、即日お札言上が定例のことであったと思われる。<sup>9)</sup>なお、『南紀徳川史』によると、賜暇の際に「御台様・蓮光院様ヨリ御用人ヲ以テ被進物アリ」と見える。

「御台様」は十一代將軍家斉の正室寔子である。寔子は薩摩藩藩主島津重豪の息女で、近衛家に養女として入って後に、前年の寛政元年に正室として迎えられている。一方、「蓮光院」は十代將軍家治の側室で、かれの死後落飾した智保の方であると思われる。注目すべきは、賜暇の際にそれぞれが用人を遣わして、進物を治宝に贈っていることである。特に、先代將軍の側室である彼女が、御三家当主の賜暇になにゆえ進物を与え

たのであろうか。

家治には正室と二人の側室がいた。閑院宮家から正室に入った五十宮倫子女王は明和八年にすでに没している。また、もう一人の側室の品の方（養蓮院）は、倫子女王の付き人として江戸城大奥に入ったのち家治の側室となったが、彼女も安永八年（一七七九）に没している。すなわち、先代將軍の配偶者としては、この時点で蓮光院だけが健在であったことになる。このことから、家斉は先代將軍の配偶者を公的な場に関わらせるほど厚遇していたと評することができる<sup>10)</sup>。

家斉が、蓮光院をこれほど厚遇した背景には、彼の將軍襲職の経緯が大きく影響しているものと思われる。先にみたように、家斉は家治世子の家基の急逝によって、家治の世子に立てられ、その後將軍に襲職できたのである。そのため、將軍在職中の家斉は、自ら家基の墓参を行い、自らが墓参できないときには、若年寄を代参させていた。そして、家基の生母こそが蓮光院だったのである。すなわち、家斉の家基への思いが、その生母を厚遇した要因であったのだろう。

次に注目すべきは、十月一日に治宝が発給した書状の内容を確認したうえで、加納大隅守によって、鳥居丹波守に申達されたことであろう。それでは、いつ頃小笠原信喜の手にこの書状が届いたのだろうか。紀州和歌山で発給された書状は、一旦紀州江戸屋敷に送られたことであろう。そして、江戸詰めに加納大隅守の手によって小笠原家に届けられたと思われる。もちろん、藩主の手紙であるから、加納大隅守は、書状が江戸屋敷に到着次第、即日小笠原家に届けたことであろう。そうすると、問題はいつ江戸屋敷にこの書状が届いたかを明らかにする必要があるだ

ろう。

紀州と江戸との公用連絡は、その間を七里ごとに伝送する紀州藩の七里飛脚によってなされていた。『南紀徳川史』によると、次のように記されている。<sup>⑩</sup>

江紀奥表諸局の通信の公文を郵送するを御飛脚といふ、常時は江紀共一ヶ月三回つ、發送、江戸は五日、和歌山は十日、道中八日に致着、三つ印は三日半の例なり、

これによると、江戸から和歌山へは毎月五日・十五日・二十五日に定期的な飛脚が発せられていた。逆に和歌山から江戸へは毎月十日・二十日・三十日に定期的な飛脚が発せられていた。所用時間は最も時間を要するもので八日間、最も急を要するもので三日半であった。賜暇に対する老中へのお礼言上と幕閣への礼状であるから、早いに越したことはなかつただろう。このように考えると、急飛脚が仕立てられ、三日半で江戸に到着したものと考えてよいだろう。

それでは、七里飛脚の和歌山出發は何時のことであろうか。和歌山で十月一日に發給された書状は、定例であれば十月十日に和歌山を出發したはずである。したがって、三日半を要して十月十四日昼頃に江戸屋敷に到着したとみることができよう。即日老中への御礼申達の後、小笠原家に届けられたとするならば、十月十四日夕刻のことであつたと考えることができるだろう。

しかし、『南紀徳川史』によると、月三回の飛脚は「常時は」とされているのである。このことは、定例の月三回の飛脚以外に、臨時の飛脚が仕立てられたことがあることを意味しているものと考えてよいだろう。

幕府・將軍と御三家である紀州徳川家の親密さをアピールするためにも、このような場合、臨時の飛脚が仕立てられた可能性は十分にあるだろう。すなわち、治宝がこの書状を書き上げたと同時に臨時の飛脚が仕立てられ、三日半を要したとするならば十月四日中には紀州藩江戸屋敷に届けられ、即座に老中へのお礼言上がなされるとともに、小笠原家に介達されたとするならば、十月四日中もしくは五日早朝に届けられたとみることが可能である。いずれとも判断しかねるが、両様の可能性を指摘しておきたい。

ところで、本書は「右為御礼、御老中迄、以加納大隅守申達候付」とある。ここに記されてある「老中」は、紀州江戸屋敷まで賜暇を伝えてくれた老中鳥居丹波守にはかならないと考えられる。それでは、そのことをなゆえ小笠原若狭守に報じる必要があつたのだろうか。先述の如く鳥居丹波守も小笠原若狭守も、共に將軍家齊の側近である。しかし、老中へのお礼申達のことをわざわざ小笠原若狭守に報じているのである。このことから、紀州徳川家と小笠原家との間に、何らかの特筆すべき関係があるのではないかと思われるのである。

『寛政重修諸家譜』によると、小笠原信喜は、紀州藩家臣大井武右衛門政周の男子として生まれており、母も紀州藩家臣岡村伝大夫定猛の娘である。その彼が、小笠原信盛の養子となり享保十九年に小笠原家を相続しているのである。また、彼の義父である小笠原信盛は、やはり『寛政重修家譜』によると、「紀伊家において有徳院につかへたてまつり、享保元年本城いらせたまふのとき、したがひたてまつり」とある。<sup>⑪</sup>

「有徳院」とは、紀州藩五代藩主でのちに八代將軍となつた徳川吉宗の

院号である。すなわち、小笠原信喜の実の両親が紀州藩の家臣であるばかりでなく、彼の義父の信盛自身が、かつて紀州藩士であったのである。そして、信盛は吉宗の將軍襲職の際に、吉宗に随身して江戸城に入り、以後幕臣となった人物なのである。小笠原信喜の血縁者や姻族が紀州藩にはことのほかたくさんいたのである。そのような立場の信喜は、江戸城内にあって、將軍や老中をはじめとする幕閣と紀州藩との間を取持つ人物としては、格好の存在であったと考えてよいだろう。

徳川治宝が寛政三年から文化三年までの間に発給したと思われる、岩本内膳正正利にあてた書状がある。將軍家斉が吉宗の命日に上野寛永寺の墓所に参詣したことを機に、岩本正利を介して御機嫌伺を行った書状である<sup>⑧</sup>。この岩本正利も、『寛政重修諸家譜』によると、本来紀州藩士であったが、吉宗の將軍襲職に際して、随身して江戸城に入り、以後幕臣となった人物である。

このような例を見ると、吉宗以後の江戸城内の幕閣の中には、旧紀州藩士がかなりおり、紀州徳川家と將軍や幕閣の間を取り持つ立場の人物が存在していたとみることができよう。もちろん、このような推測は、旧紀州藩士の幕臣と紀州藩主の交信例を、さらに積み重ねる必要があるだろう。

一方、このような推測が許されるならば、本書状の中に記されている加納大隅守の存在にも注意を払う必要があるだろう。先述の如く、加納大隅守は加納平次右衛門であると思われる。紀州藩初代藩主頼宣の寵臣に、加納大隅守平次右衛門正直<sup>⑨</sup>がおり、同じく平次右衛門を名乗っていることから、お礼申達を行った加納大隅守はこの正直の後裔であると考

えて間違いないだろう。

ところが、この加納一族の内、加納角兵衛久通がやはり、享保元年の吉宗の將軍襲職に際して、随身して江戸城に入り、以後幕臣となっている<sup>⑩</sup>。しかも、久通は吉宗のお側衆として、かなり活躍したことで知られている。すなわち、加納家も加納正直以来の紀州藩士と、享保元年以降の幕臣とに分かれたのである。しかし、江戸と和歌山に分かれた両家とも、同族であるという意識は強く有していたものと思われる。そのような加納大隅守が紀州藩の江戸詰めとして、老中への申達役を任せられたのも、単なる偶然であるとは言えないかもしれない。

## おわりに

小稿は、個人所蔵の徳川治宝書状小笠原信喜宛を紹介した。まず、書状を翻刻し、その大意を示した。次に書状内に記されている人物の経歴を紹介した。その結果、本書状は、紀州藩主徳川治宝が、上使鳥居丹波守を以て、相続後初めて賜暇を賜り、初国入り出来たことを、江戸詰紀州藩士の加納大隅守を使いとして、老中鳥居丹波守に申達したことを、小笠原若狭守に報じた書状であることを明らかにした。しかも、その発給時期は寛政二年十月一日であった。

次に、賜暇仰せ出で即日のお礼言上が、他の例と比較して定例のことであったと指摘した。また、その時に際して先代將軍の側室が、治宝に進物を贈っていることに注目した。このことから、將軍家斉は先代の配偶者を公的な場に出すほどに厚遇していたことを指摘した。さらに、『南

『紀徳川史』の七里飛脚の記述から、江戸と和歌山の連絡手段の具体的日程を指摘した。

最後に、本書状に登場する小笠原家と加納家の系譜を『寛政重修諸家譜』及び『南紀徳川史』名臣伝の記述から確認した。その結果、幕臣小笠原家は紀州藩五代藩主吉宗が、八代將軍を襲職する際に、幕臣となった家柄で、小笠原信喜自身が血族や姻族を紀州藩内に多く有する人物であることを指摘した。一方、紀州藩士加納家も、その一族の加納久通が吉宗の將軍襲職に際し幕臣となっており、加納平次右衛門にも幕臣内部に血族や姻族の存在していたことを指摘した。

吉宗の將軍襲職に伴うこのような例は、他の御三家には見られない紀州藩の極めて特殊な例であろうと思われる。ただ、このような血族・姻族関係が、江戸時代後期の紀州藩と幕府將軍・幕閣との関係に、どれほど大きな影響を及ぼしたかについては、今後このような例を精査する必要があるだろう。

ところで、この書状の発給から約五十年後、病弱な十三代將軍家定の後継をめぐって、激しい葛藤が演じられる。紀州藩主慶福(家茂)を推挙する南紀派と、水戸出身の一橋慶喜を推挙する水戸派が、十四代將軍の座をめぐって、激しくたたかうことになる<sup>⑮</sup>。南紀派の代表格は彦根藩主で、のちに大老となる井伊直弼や、紀州藩付家老新宮城主の水野忠央がこれまで注目されてきた。小稿で推測したような問題が的を射たものであったとしたならば、幕府内に存在する旧紀州藩士の系譜をひく幕臣たちが、どのように立ち居ふるまったかも興味ある問題であろう。

【注】

- ① 和歌山市立博物館所蔵「徳川治宝書状 岩本内膳正宛」(拙稿「徳川光貞と徳川治宝の手紙」、和歌山市立博物館『研究紀要』九、一九九〇、のち『近世紀州文化史雑考』、雄山閣、二〇一四)の署名及び花押と比較したが、同筆と判断することができる。
- ② 徳川治宝の生涯については、『南紀徳川史』瞬恭公伝による。
- ③ 華岡青洲の紀州藩召抱えについては、森慶三・市原硬・竹林弘「医聖 華岡青洲」(医聖華岡青洲顕彰会、一九六四)に詳しい。
- ④ 拙稿「本居宣長紀州藩召抱え前史」(和歌山市立博物館『研究紀要』二六、二〇〇二、のち『近世紀州文化史雑考』(前掲注①)に詳しい。
- ⑤ 『徳川実記』同日条には、「紀伊宰相治宝卿のもとへ鳥居丹波守忠意御使として、初めて就封の御暇給ひ、銀百枚・巻物をおくらせらる、よてまうのぼられて御対面あり、御鷹・御馬・御刀を給ひて饗せらる」とある。
- ⑥ 『寛政重修諸家譜』平氏支流鳥居家による。
- ⑦ 『寛政重修諸家譜』清和源氏義光流による。
- ⑧ 『和歌山市史』第二卷(和歌山市、一九八四)による。
- ⑨ 拙稿「徳川重倫書状 牧野越中守宛」(和歌山市立博物館『研究紀要』一八、二〇〇四、のち『近世紀州文化史雑考』前掲注①)
- ⑩ 紀州藩七代藩主宗将の側室で、八代藩主重倫の生母清信院は、宗将薨去とともに紀州藩江戸屋敷から和歌山城内に居を移した。しかし、実子重倫の隠居とその養子治貞の襲職に伴い、和歌山城外の吹上御殿に居を移している。蓮光院の扱いはこれに比しても厚遇であったと思われる。なお、清信院の居を移す過程については、拙稿「本居宣長紀州藩召抱え前史」(前掲注③)を参照されたい。

⑪ 『南紀徳川史』七里之者の項による。

⑫ 『寛政重修諸家譜』（前掲注⑥）による。

⑬ 拙稿「徳川光貞と徳川治宝の手紙」（前掲注①）

⑭ 『南紀徳川史』名臣伝の加納大隅守政直の項によると、「直恒惣領、始数馬、又平次右衛門」とあり、「慶安二己丑年、部屋住ニテ南龍院様へ被召出、御合力米八十石被下、後大番頭與頭御切米貳百石ニ御加増、依命平次右衛門ト改、寛文七年丁未年七月十五日、父五郎左衛門家督、知行貳千石被下、後御家老加判之列四千石ニ御加増」とある。

⑮ 『南紀徳川史』名臣伝の加納角兵衛久通の項によると、「貞享五年辰年養父家督知行貳百国相統、後追々昇進大番頭御用役千石ニ被仰付、正徳六年江戸在勤之処、四月晦日有徳院様公儀御相統之砌、有馬四郎右衛門ト共ニ御供ニ被召連、御側被仰付」とある。

⑯ 水戸派と南紀派の激しい抗争については、『和歌山県史』近世第八章一節「將軍継嗣問題と南紀派」に概略が示されている。特に、南紀派として井伊直弼の下で活躍した長野主膳については、「紀州藩と縁が深かった」との指摘がある。今後、旧紀州藩士の幕閣の動きを視野に入れた考察が必要ではないかと思われる。

